

令和6年度 認知症対応型サービス事業開設者研修実施要綱

1 ねらい

指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所が事業所を運営していく上で必要な「認知症高齢者の基本的な理解」「認知症高齢者のケアのあり方」「適切なサービス提供のあり方」などの必要な知識を身につけることにより、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることをねらいとする。

2 受講対象・条件

小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所の代表に就任した方又は代表者になる具体的な予定のある方。

ただし、次の別表1のいずれかの研修を修了している方は受講の必要はありません。

別表1

- | | |
|---|------------------------------|
| 1 | 認知症介護実践者研修 |
| 2 | 認知症介護実践リーダー研修 |
| 3 | 認知症高齢者グループホーム管理者研修（平成17年度のみ） |
| 4 | 痴呆介護実務者研修基礎課程（平成12～17年度） |
| 5 | 痴呆介護実務者研修専門課程（平成12～17年度） |
| 6 | 認知症介護指導者研修 |
| 7 | 認知症高齢者グループホーム開設予定者研修 |

3 受講定員 30名

4 日 程 令和6年5月17日（金）

5 研修会場

秋田県社会福祉会館 7階 第1・2研修室

6 受講料

3,000円 ※ 納入方法については、受講決定者に対して別途お知らせします。

7 申込期間及び申込のながれ

① 市町村への申込【必須】 申込先：各管轄市町村介護保険担当	申込期間：4月17日（水）～18日（木）
↓	
② 研修受付システム申込【必須】	申込期間：4月17日（水）～24日（水） ※申込開始日午前9時より入力できます。
↓	
③ 可否通知メール送信予定	5月2日（木）

※ 現場体験（実習）期間は、5月18日（土）～5月31日（金）の1日となります。

8 申込み方法【必須】

※申込みにあたっては、次の（１）（２）の手続きが必須となります。いずれか一方の場合は、申込み受付をしません。

- （１）受講希望者は、本会ホームページより「認知症対応型サービス事業開設者研修申込書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、申込み期間内に、事業所が所在する市町村介護保険担当宛に提出してください。（FAX不可）

※申込み先については「令和6年度認知症介護実践研修 市町村担当一覧」を参照。

- （２）申込み期間内に、本会ホームページ上の「研修受付システム」にログインし、申込みフォームに入力してください。

※「研修受付システム」未登録の事業所は、本会ホームページ「研修受付システム」（ログイン・新規ユーザー登録）より、手続きをお願いします。仮登録から登録承認まで時間を要する場合がありますので、余裕をもって手続きをお願いします。

9 受講可否について

- （１）各市町村が管内の研修申込書を取りまとめ、審査の上、受講が必要と認められた場合に、市町村長の推薦書を添えて秋田県社会福祉協議会あてに申込みを行うものとします。
- （２）各市町村からの申込書、及び研修受付システムへの申込みを確認後、選考結果を「研修受付システム」から受講申込者あてにメールで通知します。

なお、受講決定後、受講者の変更はできませんので御承知おきください。

10 現場体験（実習）について

実習先は受講者相互の事業所とし、研修当日のオリエンテーションで調整します。状況により、前年度までの当研修修了者の事業所となる場合があります。実習の進め方、内容については研修当日のオリエンテーションでお知らせし、実習後レポートを提出していただきます。

11 修了証について

修了証は、全日程（レポート等提出物を含む）を修了した場合に交付します。受講状況や受講（実習）態度及びレポート等の提出物の内容等が本課程修了にふさわしくないと判断した場合は、修了証を交付しません。

12 留意事項

- （１）提出された受講申込及び推薦書は、本会の「個人情報保護規程」に基づき他の目的に使用しません。
- （２）会場となる秋田県社会福祉会館の駐車場は、当研修受講者の駐車場を保証するものではありません。満車の際は別添地図を参照の上、周辺の有料駐車場を御利用下さい。

【問い合わせ先】

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会
施設振興・人材・研修部 研修担当

〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館 7階
TEL : 018-864-2775 FAX : 018-864-2840